

三朝町職員の育児休業等に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 9 月 26 日

三朝町長

三朝町規則第17号

三朝町職員の育児休業等に関する規則等の一部を改正する規則

(三朝町職員の育児休業等に関する規則の一部改正)

第 1 条 三朝町職員の育児休業等に関する規則（平成 4 年三朝町規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(第 1 号部分休業から減じる特別休暇) 第10条 略	(部分休業から減じる特別休暇) 第10条 略

(三朝町職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第 2 条 三朝町職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成 7 年三朝町規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
第16条の 2 略 2 1 時間を単位とする介護休暇は、1 日を通じ、4 時間(当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該 4 時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間)を超えない範囲内の時間とする。	第16条の 2 略 2 1 時間を単位とする介護休暇は、1 日を通じ、 <u>始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した</u> 4 時間（当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該 4 時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間とする。

(介護時間) 第16条の3 略 2 <u>三朝町職員の育児休業等に関する条例(平成4年三朝町条例第9号)第18条第1項に規定する第1号部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日の介護時間については、1日につき2時間から当該第1号部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内の時間とする。</u> <u>(対象職員に対する措置を講ずべき期間)</u> 第16条の4 <u>条例第15条の3第2項の別で定める期間は、対象職員の子が1歳11か月に達する日の翌々日から2歳11か月に達する日の翌日までとする。</u>	(介護時間) 第16条の3 略 2 <u>介護時間は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した2時間(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第1項の規定による育児短時間勤務の承認又は同法第19条第1項の規定による部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間)を超えない範囲内の時間とする。</u>
--	--

附 則

この規則は、令和7年10月1日から施行する。